

ARK

Interest Incorporated Association

エー・アール・ケイ マンスリー 公益社団法人愛知労働基準協会

2024

10

vol.589



愛知労働基準協会は、愛知労働局が提唱する「安全経営あいち®」の理念に賛同しています。



CONTENTS

- 1 ・愛知県最低賃金は、10月1日から時間額1,077円に改正されました。
・令和6年度業務改善助成金のご案内
- 2-3 ・【厚生労働省からのお知らせ】
法律改正によりパート・アルバイトの社会保険の加入条件が変わります
- 4 ・令和6年1月から両立支援等助成金に「育休等業務代替支援コース」を新設しました
- 5 ・10月は「年次有給休暇取得促進期間」です
・災害発生状況
- 6 ・中小企業退職金共済制度のご案内
- 7 ・連載 第6回（最終回） 育児休業のこと
井奥 善久 氏（愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課長）
- 8 ・連載 第4回（全6回）
厚生労働省の助成金活用について【その②】
ライツ社労士事務所 代表 社会保険労務士 浅野 貴之 氏
- 9 ・役員寄稿
・中央労働災害防止協会 中小企業無災害記録証授与制度申請のご案内
- 10 ・安全経営あいち推進大会2024
・労働法の基礎を分かりやすく学ぶ無料セミナーを半田地区で開催
- 11 ・毎年8月は”労働基準協会労働相談業務周知月間”
「労働相談で特に多い10の労働トラブル防止無料セミナー」開催
- 12 ・「大事な社員の心を守る緊急大会」岡谷鋼機名古屋公会堂で開催
- 13-14 ・第83回（令和6年度）全国産業安全衛生大会in広島
- 15 ・技能講習等講習会予定表

愛知県最低賃金は、10月1日から時間額1,077円に改正されました。

愛知労働局

県内の事業所で働くすべての労働者（常用・臨時・派遣・パートアルバイト等）に適用されます。

使用者は、適用される最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

賃金が時間給以外で定められている場合（月給・日給等）、賃金を1時間当たりの金額に換算して時間額1,077円と比較します。

ご不明な点など詳細は、事業所を管轄する労働基準監督署までお問い合わせください。

令和6年度業務改善助成金のご案内

愛知労働局

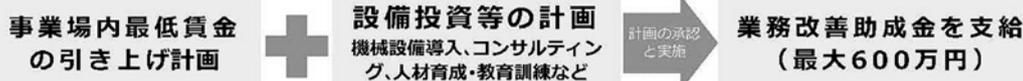
業務改善助成金とは、設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その費用の一部を助成する制度です。

令和6年度業務改善助成金のご案内

申請期限：令和6年12月27日
（事業完了期限：令和7年1月31日）

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。



※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）事業場ごとに申請いただきます。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、生産性向上に資する設備投資等が助成の対象となります。また、一部の事業者については、助成対象となる経費が拡充されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成対象経費の具体例について、詳しくは、リーフレット中面（生産性向上のヒント集）をご覧ください。

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。



業務改善助成金については、業務改善助成金コールセンター（TEL 0120-366-440）までお問い合わせください。

【厚生労働省からののお知らせ】
法律改正によりパート・アルバイトの社会保険の加入条件が変わります

令和6年（2024年）10月から、従業員数51人以上の企業で働くかたも社会保険の加入対象に拡大されます。

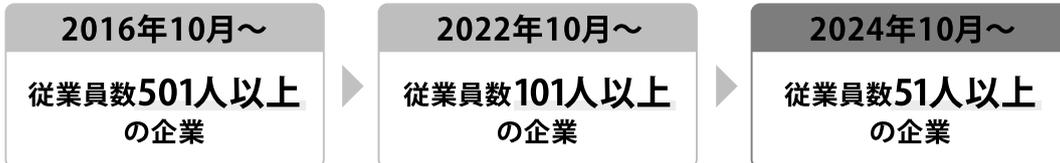
厚生労働省
からの
お知らせ

事業主のみなさまへ

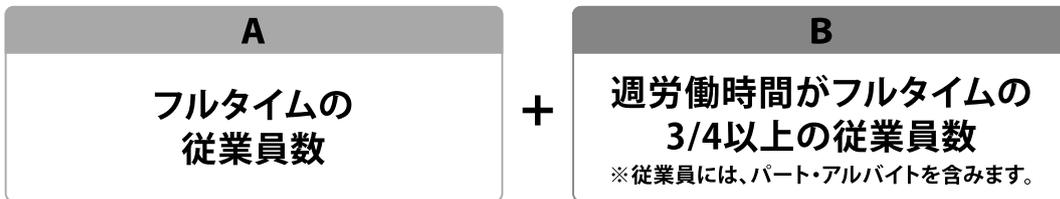
法律改正により
パート・アルバイトの
社会保険の加入条件が
変わります。



対象となる企業



従業員数は以下の A + B の合計「現在の厚生年金保険の適用対象者」



詳しくは、裏面や特設サイトをご覧ください。



適用拡大特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyokakudai/index.html>



加入対象者

加入対象者は、
右の全てにチェックが入った
パート・アルバイトの方です。

- check 週の所定労働時間が20時間以上
- check 所定内賃金が月額8.8万円以上※
- check 2ヶ月を超える雇用の見込みがある
- check 学生ではない

※基本給及び諸手当を指します。ただし、通勤手当・残業代・賞与等は含みません。

社会保険に加入するメリット

パート・アルバイトの方が**社会保険**(厚生年金保険・健康保険)に加入することにより、
社会保険料のご負担が変わりますが、
パート・アルバイトの方の**保障が充実します。**

年金

老後・障害・死亡の保障が
さらに充実!

- 1階(基礎年金部分)に加えて2階(報酬比例部分)の上乗せ。
- より軽い障害にも保障範囲が広がります。

医療保険

あんしんの医療保険がもっと充実!

- 傷病手当金 病休期間中、給与の2/3相当を支給
- 出産手当金 産休期間中、給与の2/3相当を支給

社内準備のステップは4つ!

① 加入対象者の把握

まずは、社内の加入対象者を把握しましょう。

② 社内周知

社内の加入対象者に周知しましょう。

③ 従業員とのコミュニケーション

必要に応じて説明会や個人面談を実施しましょう。

④ 書類の作成・届出(オンライン)

厚生年金保険の「被保険者資格取得届」をオンラインで届け出ましょう。



「適用拡大の手続き」に関するご案内

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/tekiyokakudai.html>



オンライン申請に関するご案内

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>



支援制度のご案内



キャリアアップ助成金 ご案内

社会保険適用時 処遇改善コース

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/syakaihoken_tekiyou.html



その他コース

(賃金規定等改定コース等)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html



申請は
都道府県労働局 ハローワーク
<https://www.mhlw.go.jp/content/11910500/001239298.pdf>



専門家活用支援事業 ご案内

適用拡大に関するノウハウ豊かな社会保険労務士を無料で派遣します。適用拡大への対応方針の検討、従業員への説明のサポート、手続きに関するアドバイスなど気軽にご相談いただけます。



詳しくは
適用拡大特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyokakudai/index.html>



令和6年1月から両立支援等助成金に
「育休等業務代替支援コース」を新設しました

育休中等業務代替支援コース

育児休業や育児短時間勤務の期間中の業務体制整備のため、育児休業取得者や育児短時間勤務を利用する労働者の業務を代替する周囲の労働者への手当支給等の取組や、育児休業取得者の代替要員の新規雇用(派遣受入を含む)を実施した中小企業事業者に支給します。

※①③は同一の育児休業取得者の同一の育児休業について、出生時両立支援コース(第1種)、育児休業等支援コース(育休取得時)のいずれかと併用可能です。

	支給額	
①手当支給等(育児休業)	ABの合計額 (最大125万円)	A.業務体制整備経費：5万円 (育休1か月未満：2万円) B.手当支給総額の3/4(※1) ※上限10万円/月、12か月まで
②手当支給等(短時間勤務)	ABの合計額 (最大110万円)	A.業務体制整備経費：2万円 B.手当支給総額の3/4 ※上限3万円/月、子が3歳になるまで
③新規雇用(育児休業)	代替期間に応じた額を支給(※1) 最短：7日以上14日未満 9万円 最長：6か月以上 67.5万円	
有期雇用労働者加算	10万円加算(※3)	

※1 プラチナくるみん認定事業は割増・加算あり
 ※2 ①～③全てあわせて1年度10人まで、初回から5年間支給
 ※3 育休取得者/短時間勤務者が有期雇用労働者かつ業務代替期間1か月以上の場合に加算

おもな要件

①手当支給等(育児休業)

- 代替業務の見直し・効率化の取組の実施
- 業務を代替する労働者への手当制度等を就業規則等に規定
- 対象労働者が7日以上育児休業を取得し、復帰後も支給申請日まで継続雇用
- 業務を代替する労働者への手当等の支給(支給した手当額に応じ、助成金支給額が変動)

②手当支給等(短時間勤務)

- 代替業務の見直し・効率化の取組の実施
- 業務を代替する労働者への手当制度等を就業規則等に規定
- 対象労働者が育児のための短時間勤務制度を1か月以上利用し、支給申請日まで継続雇用
- 業務を代替する労働者への手当等の支給(支給した手当額に応じ、助成金支給額が変動)

③新規雇用(育児休業)

- 育児休業を取得する労働者の代替要員を新規雇用または派遣受入で確保
- 対象労働者が7日以上育児休業を取得し、復帰後も支給申請日まで継続雇用
- 代替要員が育児休業中に業務を代替(業務を代替した期間に応じ、助成金支給額が変動)

加算

一定の場合に助成金の支給額が加算されます

A. 有期雇用労働者加算

育児休業取得者や短時間勤務制度の利用者が有期雇用労働者の場合に、支給額が10万円加算されます。

※業務代替期間が1か月以上の場合に限ります。

A 支給額

10万円

B. 育児休業等に関する情報公表加算

自社の育児休業取得状況等に関する情報を指定のサイト上で公表した場合、支給額が2万円加算されます。

※最初の1回に限り対象となります。

B 支給額

2万円

◎支給申請書や記載例は、厚生労働省HPからダウンロードできます。

◎その他詳しい支給の要件や手続等については、厚生労働省HPをご参照いただくか、愛知労働局 雇用環境・均等部 企画課(052(857)0313)へお問い合わせください。

両立支援等助成金 厚生労働省 検索

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です

愛知労働局

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度（※2）の活用が効果的です。

労使一体となって、年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。



10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。

年次有給休暇を上手に活用し
働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

Refresh!
もっと自分らしい
働き方
休み方

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」（<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>）をご確認ください。

また、愛知働き方改革推進支援センター（<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/aichi/>）もぜひご利用ください。

（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

災害発生状況

愛知労働局

愛知県の全産業死亡災害一覧（令和6年9月10日現在）

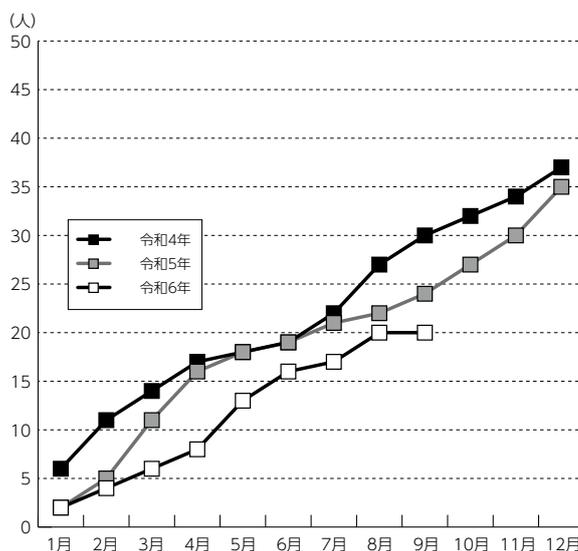
発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因		
R6.8.8. 0:15	交通事故（道路） トラック	高速道路上り線の路肩内で故障車のけん引作業を行っていたところ、後方から来たトレーラーにはねられ、死亡した。		
	事業場規模 9名以下	業種 その他の事業	40代 運転者	経験 13年
R6.8.18. 1:55	交通事故（道路） 乗用車、バス、バイク	原付バイクで新聞配達中に、国道を右折しようとしたところ、反対車線を直進してきたバイクと正面衝突したもの。		
	事業場規模 9名以下	業種 商業	30代 配達員	経験 10年
R6.8.27. 11:35	交通事故（道路） トラック	高速道路下り線で、渋滞中最後尾に停車中の被災者運転車に後続のトラックが追突したもの。		
	事業場規模 9名以下	業種 電気機械器具製造業	50代 ー	経験 一年

愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和6年9月10日現在の速報値）

令和6年発生分 ※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。

業種	年別	令和6年速報値		令和5年同時期(速報値)		令和5年確定値	
		発生数	交通事故	発生数	交通事故	発生数	交通事故
製造業		5	(1)	6		8	
食品製造業							
化学工業				3		3	
鉄鋼・非鉄金属							
金属製品		1					
一般・電気・輸送用		2	(1)				
その他		2		3		5	
建設業		6	(1)	3	(1)	6	(1)
土木工事業							
建築工事業		4		3	(1)	6	(1)
その他		2	(1)				
陸上貨物運送事業		1		5	(1)	10	(3)
商業		5	(4)	3	(1)	4	(2)
卸売業				2		2	
小売業		4	(3)	1	(1)	2	(2)
その他		1	(1)				
清掃・と畜業		1		3		4	
上記以外の事業		2	(1)	2	(1)	3	(1)
合計		20	(7)	22	(4)	35	(7)

月別死亡災害発生状況積算グラフ



安心

国の退職金制度
安心・確実

掛金の助成を
受けることができます。

簡単

外部積立型だから
管理がカンタン

人材の 定着

従業員の意欲の向上
にもつながります。

中退共は、60年で110万社以上の中小企業が利用する国の退職金制度です。

ご存知ですか？ 中退共の退職金制度。

有利

掛金は
全額非課税

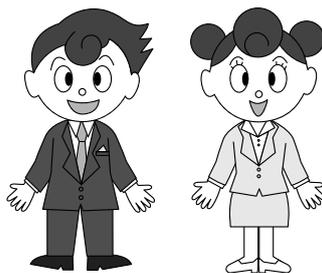
手数料もかかりません。

パートさんも
加入できます。

パートさんのための
特例掛金月額を
ご用意しています。

事業主と生計を一にする
同居の親族のみを雇用する
事業所の従業員も、次の条件を
満たしていれば加入できます。

- 小規模企業共済制度に加入していないこと
 - 事業主との使用従属関係を確認できる書類の提出が可能なこと
- ※掛金助成の対象となりません。



詳しくはホームページを
ご覧ください。

中退共

検索

中退共制度のしくみ

① 加入申込

お近くの金融機関等の窓口でお申込みください。事業主が中退共と「退職金共済契約」を結び共済手帳が送付されます。

② 掛金納付

毎月の掛金は全額事業主負担で、口座振替で納付します。

③ 支払い

退職した従業員の請求に基づき、中退共から退職金が直接支払われます。



(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

このコラムを読んでおられる会員の皆さんの中には、ご自身やパートナーの方が妊娠し、これから出産の予定がある方や、無事出産し、育児をしていらっしゃる方等、生活の中でお子さんとの関わりがある方は多くいらっしゃると思います。

厚生労働省でも、仕事と家庭の両立支援のために様々な施策がありますが、法律面では、介護の分野も合わせて、育児・介護休業法があります。愛知労働局雇用環境・均等部指導課(以下「愛知労働局」という。)では説明会等で周知・広報を行うとともに、個別の企業指導を通じて、円滑な法施行を図っています。

今回のコラムでは、この育児・介護休業法に基づく仕事と家庭の両立支援のうち、主に育児休業についてご説明したいと思います。

育児休業は、労働者が子を養育するための休業とされており、男女関係なく取得できます。育児休業の期間は、原則として子の年齢が1歳となるまでの間ですが、保育所に入所希望を出しているものの、入所できない場合等、延長することができる場合があります。育児休業の他、育児・介護休業法には、

- ・ 産後パパ育休
- ・ 子の看護休暇・介護休暇
- ・ 育児・介護短時間勤務制度等
- ・ 所定外労働を制限する制度
- ・ 時間外労働を制限する制度
- ・ 深夜業を制限する制度

等、様々な定めがあり、事業主は、それぞれの項目について対応する必要があります。既に制度を就業規則等に規定されている企業も多くあると思います。

なお、育児・介護休業法は、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充を目的として改正され、令和7年度4月より段階的に施行されます。改正点は、

- ・ 3歳以上、小学校就学前の子を養育する労働者に関し、柔軟な働き方を実現するための措置(始業時刻の変更、テレワーク、保育施設の設置運営等、新たな休暇の付与、短時間勤務等)を講じ、労働者が選択して利用出来るようにすることの義務付け
- ・ 所定外労働の制限の対象となる労働者の範囲を3歳になるまでの子から小学校就学前の子を養育する労働者まで拡大
- ・ 子の看護休暇について、行事参加等の場合も取得可能とし、対象となる子の範囲を小学校就学前から小学3年修了まで拡大するとともに、勤続6月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みの廃止
- ・ 3歳に満たない子を養育する労働者に関し、事業主が講ずる措置の内容にテレワークを追加する(努力義務)
- ・ 妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向に聴取・配慮を事業主に義務付け
- ・ 育児休業取得状況の公表義務が1000人超の企業から300人超企業に対象拡大
- ・ 介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置の義務化

など、多くの内容となっていますので、詳細については、愛知労働局へお尋ねいただきたいと思います。

愛知労働局のHPにも、詳細に記載してありますので、ご参照ください。

(<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/ikujikaigo001.html>)



愛知労働局には、労働者からの育児休業に関する相談も多く寄せられ、令和5年度では、育児・介護休業法、男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法(主にパワーハラスメント)等に関する相談のうち、約2割が育児休業の相談となっています。相談の中には、労働者が事業主に育児休業の申出をしても人手不足を理由に受理されず、解雇を言い渡された等、話し合いをすることなく、一方的な取扱いをされるケースも見受けられます。

愛知労働局では、育児・介護休業法に関するトラブルが生じた場合、以下の3つの対応が可能です。

- ① 事業主の対応が法令の内容に沿ったものなのか事情を聴取し、法違反について「助言・指導」
- ② 労使間の紛争について解決を促す「紛争の解決の援助」
- ③ 紛争調整委員会による「調停」

法令の内容はもちろんのこと、育児・介護休業等制度の利用を巡る労使間の個別の問題や問題解決のための制度等についても(TEL:052-857-0312)、お気軽に愛知労働局にご相談下さい。

厚生労働省の助成金活用について【その②】

アライツ社労士事務所 代表 社会保険労務士 浅野 貴之 氏

前回（8月号）では、厚生労働省以外の愛知県が実施する助成金の活用についてご紹介させて頂きました。その際、『中小企業男性育児休業取得促進奨励金』（愛知県労働局労働福祉課が所管）の解説の際、厚生労働省の『両立支援等助成金』が併給出来るとお伝えしていましたので、まず、その内容について確認してみたいと思います。

まず、『両立支援等助成金』は、いくつかのコースに分かれています。

前述の愛知県の助成金と併給出来るコースが『出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）』（第1種）です。

昨年（2023年）の男性の育児休業の取得率が30.1%と過去最高を記録した報道が先日行われたばかりですが、益々増える男性育休の働き方に対応できる助成金となります。

助成金を受給する要件としては、男性の育児休業を取得しやすい「雇用環境整備」「業務体制整備」に取り組み、子の出生後8週間以内に開始する連続5日間以上の育児休業を取得した男性労働者がした場合に申請が可能となります。

男性の育児休業取得は、「くるみんマーク」や「ユースエール企業」の認定などの取得を目指される場合の要件の一つでもありますので、該当する事例があれば、積極的に助成金を利用されると良いでしょう。

続いて、同じ『両立支援等助成金』の中で、活用しやすいコースが『育児休業等支援コース』と『育休中等業務代替支援コース』です。女性の育児休業の取り組みは、既に実施が進んでいるところだと思いますが、女性労働者が既に育児休業を取得した実績があっても、この『育児休業等支援コース』（育休取得時）を利用したことがなければ、中小事業主に限り申請が可能です。事前に一般事業主行動計画を策定し、労働局に届出を行い、育休復帰支援プランを作成し、プランに基づき育児休業を取得させる必要があります。また、育児休業や育児短時間勤務の期間中の業務体制整備のため、育児休業取得者の代替要員の新規雇用（派遣受入を含む）を実施した中小企業事業主は、『育休中等業務代替支援コース』を活用することも可能です。

今まで説明してきた「両立支援等助成金」には、それぞれ条件により加算が付くこともありますので、申請する際には、そうした加算条件を確認することも大切です。

また、前述の育休復帰支援プランの策定などは、厚生労働省が、無料でプランナー（専門家）を派遣してくれる制度・支援もあります。最大4回まで利用出来ますので、支援を受けながら取り組みを進めることも手段の一つとしてお考えください。

最後に10月からの法改正に併せて活用できる助成金をご紹介します。『キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）』です。10月から、社会保険の被保険者数が50人以上の企業で、“週20時間以上勤務”“所定内賃金8万8千円/月以上”“2ヶ月を超える雇用見込み”“学生でない”労働者の社会保険加入が義務付けられます。そこで今回の改正に併せて、週の所定労働時間を4時間以上延長する等を実施し、当該労働者が社会保険の被保険者要件を満たし、その被保険者となった場合に、このコースが活用出来ます。

いかがでしたでしょうか。令和6年度（今現在）の情報として、厚生労働省の助成金をご紹介しましたが、毎年度条件等が変わりますので、随時最新の情報をご確認頂き、ご活用頂ければと思います。



(両立支援等助成金リーフレット)

男性育休の取得	受給額
男性労働者の育児休業取得【1人目】 (※雇用環境整備措置を4つ以上実施した場合)	20万円 (30万円)
男性労働者の育児休業取得【2人目・3人目】	10万円

両立支援等助成金のコース	受給額	
育児休業等支援コース 【育休取得時】	30万円	
育休中等業務代替支援コース【新規雇用】	9万円 13.5万円 27万円 45万円 67.5万円	
「業務代替した期間」に応じて		・7日以上14日未満
		・14日以上1か月未満
		・1か月以上3か月未満
		・3か月以上6か月未満
・6か月以上		

また、育児休業や育児短時間勤務の期間中の業務体制整備のため、育児休業取得者の代替要員の新規雇用（派遣受入を含む）を実施した中小企業事業主は、『育休中等業務代替支援コース』を活用することも可能です。



(両立支援プランナーによる無料支援サイト)

延長時間 賃上げ率	4時間以上	3時間以上 4時間未満	2時間以上 3時間未満	1時間以上 2時間未満
	企業規模		5%以上	10%以上
中小企業	30万円			
大企業	22.5万円			



アライツ社労士事務所 代表 社会保険労務士 浅野 貴之

あさの たかゆき

2005年 アライツ社労士事務所設立。
同年より、愛知労働局・適用指導員を務めた後、愛知県中小企業振興公社専門家登録員や名古屋市新事業支援センター専門家登録員を歴任。
各商工会議所や経営者協会、愛知県労働講座の講師を務めている。現場第一主義で労働問題の解決をはじめ、幅広い労務相談を手掛ける。趣味はトリアスロン。

役員寄稿【理事 二宮 英樹 氏】

当協会役員に、働き方改革や安全衛生に関する考え方および自社の取組みなどについて寄稿いただくコーナーです。今月は、理事の二宮 英樹 氏（株式会社二ノミヤ 代表取締役社長）です。

㈱二ノミヤは、1946年の創業以来、西尾市で鋳鉄鋳物製造業を生業として、自動車や産業機械向けの部品製造をおこなっております。西尾市は鋳物産業の盛んな地域で、300年以上の歴史があり、市内には30軒を超える事業者があり全国一の集積地であります。その大半が中小零細企業であります。国内外の自動車や工作機械、半導体製造装置などの幅広い産業分野へ製品を供給しています。また西尾市は、切削加工、鍛造、プレスなど様々な製造業事業者が多数あり、日本の製造業を支える街であります。

西尾労働基準協会では、職場のリスクアセスメントに対する考え方について従来「2000年代に大企業で大きな災害が多発し、その要因は、団塊の世代退職に伴う技術・技能の伝承ミス。こうした背景を受けて、リスクアセスメントが導入されるきっかけとなった。西尾管内から大きな災害をださないように、リスクアセスメントを協同で進めよう。」ということを進めてまいりましたが、昨年からの新しい安全衛生5ヶ年計画がスタートしたのを受けて、「自律型の安全管理、そのベースがリスクアセスメント」に方針を変更し現在進めております。

市内会員事業者のリスクアセスメントの展開ですが、「危険源調査相互確認会」を2019年に発足し、RA先発企業が指南役となり、リスクの大きさの評価など工数のかかる作業で活動が停滞しない様に、各社の支援を行っています。危険源の特性から理屈で危険レベルを層別しながら説明できる人材が減っており、その伝承が課題となっています。先人は特性（何故？）から、標準（だから！）を創ってきました。我々は「だから＝手段」だけではない。」と思いつつも結果として「標準だけを引き継いでいるのではないか。」今一度真剣に考えなければいけないと思っています。

昨年4月に「化学物質の自律的管理」が義務化され、今年4月からは化学物質管理者の選任等、措置事項が拡大されました。「自律的管理」は、化学物質の管理にとどまらず、今後は安全衛生管理全般にその範囲が拡大されるものと考えております。その重点は『作業』と『危険源』の関りを調べて、大きな災害となる部位を特定し、そこをマネジメントする。そのマネジメントは、調査した特性を踏まえて自社で決める。これが自律型安全管理だと考えています。こうした考えを基に今後も協会運営を進めてまいります。

【略歴】

1991年 アイシン高丘(株)入社
1997年 ㈱二ノミヤ入社
2004年 専務取締役
2008年 代表取締役社長
2022年 西尾労働基準協会 会長



中央労働災害防止協会 中小企業無災害記録証授与制度 申請のご案内

中央労働災害防止協会（中災防）では、中小企業が自主的に安全衛生活動を進める上での目標となるよう「中小企業無災害記録証授与制度」を設けています。災害ゼロの安全で快適な職場づくりに向けて、ぜひ本制度をご活用ください。制度の概要および申請方法は中災防ホームページ（<https://www.jisha.or.jp/chusho/record/>）または右の二次元コードからご確認ください。



安全経営あいち推進大会2024

リスクアセスメントを通じて PQCD/SME は一つにできる。

～企業の飛躍に向けて～

愛知労働局

日 時	2025年1月27日(月) 13:30～16:00
会 場	Niterra 日本特殊陶業市民会館 フォレストホール (名古屋市中区金山一丁目5番1号) ※YouTubeによる同時配信も実施します
参加費	無料
内容(予定)	企業価値向上への取組紹介、トークセッション、会場参加型企画など
主催	愛知労働局
共催	(公社)愛知労働基準協会、建設業労働災害防止協会愛知県支部
協力	各地区労働基準協会、各労働災害防止団体

詳しい内容やお申込みは今号に同封のリーフレット、または愛知労働局ホームページ
(https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/anzenkeiei_forum2024_00003.html)
または、右の二次元コードよりご確認ください。



労働法の基礎を分かりやすく学ぶ無料セミナーを半田地区で開催

当協会は、9月12日(木)、ちたしん ほしざきホールにおいて、県下14の地区労働基準協会と共催により無料セミナーを開催し、企業の労務担当者等が受講されました。

本無料セミナーは、職場の労働トラブルを解決・防止するために、2021年度から続いて、本年度は昨年度と同様に労働基準法、労働安全衛生法及び労働保険に関する労働実務基礎講座として、動画、ゲー・チョコキ・パー3択式労働クイズ、労働小話を交えながら、また、途中でリフレッシュ体操を入れて、分かりやすく解説しました。

豊富な上映スライドのテキスト冊子に加えて、職場に戻ってから実務に役立つ教本(労務管理の早わかり)を配付し、好評を得ています。

セミナーの冒頭には、ご後援をいただいている愛知労働局 半田労働基準監督署長 石川 真一 氏よりご挨拶をいただき、最近の労働基準行政の動向について説明がありました。



署長 石川氏

ご挨拶の後、各講師より次の内容で講演が行われました。

◆労働トラブル発生時の企業責任と労働基準協会の活動内容

講師：一般社団法人 名北労働基準協会
副会長・専務理事 市之瀬 高司 氏

◆労働安全衛生法の概要と労働保険制度の概要

講師：一般社団法人 名北労働基準協会
理事・事務局長 石田 和彦 氏

◆労働基準法の概要 / 今後の労務・安全衛生管理に向けて

講師：市之瀬 高司 氏



講師 市之瀬氏



講師 石田氏

また、当日、本セミナー終了後も何組もの参加者がそれぞれの講師に個別に労働相談をされ、参加者の関心の高まりが感じられました。



労働クイズ中!



体操でリフレッシュ中!

本セミナーは、本年度10回の開催を計画し、次回は、10月18日(金)、アイプラザー宮 小ホールで開催されます。以降は、11月6日(岡崎市)、11月25日(豊川市)、12月3日(西尾市)、来年2月予定(尾張旭・瀬戸地域)、同3月12日(名古屋市)で開催されます。

毎年8月は”労働基準協会労働相談業務周知月間” 「労働相談で特に多い10の労働トラブル防止無料セミナー」開催

愛知県下各労働基準協会

愛知県下各労働基準協会では、労働に関する相談に無料で対応する共通の相談センター「企業の労働110番労働相談室」を令和4年度より開設し、愛知県下の約1万3千の労働基準協会の会員企業は、『何でも、いつでも、どこでも、企業の立場』で労働諸問題の解決に向けたアドバイスを受けることができます。

毎年8月を相談業務の周知月間とし、この活動の一環として、8月23日に労働相談で特に多い事項について解説する『労働相談で特に多い10の労働トラブル防止無料セミナー』を中日ホール&カンファレンス ルーム1（名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル6F）において、開催しました。

セミナーでは、はじめに名古屋北労働基準監督署 橋本享署長による挨拶が行われ、労働トラブル防止の対応や最低賃金改定に向けた業務改善助成金等の説明をされました。

続いて、下記の内容についてそれぞれの専門講師より、分かりやすく解説が行われました。



セミナー会場の状況



橋本署長



市之瀬講師

1 無料労働相談の現状と相談に見られる特徴

一般社団法人 名北労働基準協会 副会長・専務理事 特定社会保険労務士 市之瀬高司 氏

2 労働相談で特に多い10の労働トラブル防止

- (1) 通常勤務を希望するメンタル不調者への対応
- (2) パワハラ行為を度々行う労働者への対応
まつした社労士事務所 所長 特定社会保険労務士 松下操 氏
- (3) トラブルとならない非正規労働者の活用策
- (4) LGBTQ 労働者への対応
朋労務コンサルタントオフィス 所長 社会保険労務士 藤原朋子 氏
- (5) 重篤な労働災害発生時の対応
- (6) 過労死・過労自殺発生時の対応
- (7) 労働保険料の申告が誤っていた場合の対応
一般社団法人 名北労働基準協会 理事・事務局長 RSTトレーナー 石田和彦 氏
- (8) 採用後に問題が見つかった社員への対応
- (9) 重大な規則違反を行った労働者への対応
- (10) 時間外・休日労働を勝手に行う社員への対応
一般社団法人 名北労働基準協会 副会長・専務理事 特定社会保険労務士 市之瀬高司 氏



松下講師



藤原講師



石田講師

3 良好な労使関係による企業の繁栄

名北労働基準協会 副会長・専務理事 特定社会保険労務士 市之瀬高司 氏

また、当日は、本無料セミナー開催時間の前後時間帯を利用して、「愛知県下労働基準協会『企業の労働110番』労働相談室」の臨時（出張）相談室が開催され、相談員（朋労務コンサルタントオフィス所長 社会保険労務士 藤原朋子 氏）による無料相談が行われました。



相談員による相談の様子

企業の労働110番労働相談室

- 名 称 : 企業の労働110番 労働相談室
設置場所 : 一般社団法人 名北労働基準協会内
名古屋市北区清水1-13-1
相談方法 : 電話・来局・ファックス・メールでの相談
相談先 : 専用相談ダイヤル (052)-961-7110
FAX (052) 961-9635
E-mail roudou110@meihokurouki.or.jp
そ の 他 : 一部の地区労働基準協会では労働安全衛生法等の相談も行っております。

「大事な社員の心を守る緊急大会」 岡谷鋼機名古屋公会堂で開催

愛知県下各労働基準協会

愛知県下各労働基準協会は、令和6年7月厚生労働省発表「令和5年度精神障害労災請求・支給決定件数激増」の状況をふまえ、9月9日岡谷鋼機名古屋公会堂において『大事な社員の心を守る緊急大会』を無料開催しました。大会には、県内労働基準監督署、労働災害防止団体より約30名の来賓をはじめ、愛知県内事業場の経営者、労務人事安全衛生、パワハラ相談担当者、保健師等あわせて約600名が参加しました。

岡谷鋼機名古屋公会堂大ホール▶



大会では、はじめに一般社団法人名北労働基準協会 西村義明会長（住友理工(株)特別顧問）が開会挨拶、続いて、愛知労働局労働基準部 藻谷岳志健康課長が挨拶を行いました。



名北労働基準協会 西村会長



愛知労働局 藻谷健康課長

その後、各講師により次の内容で講演が行われました。

『心理的負荷による精神障害の認定基準と支給決定の状況』

一般社団法人 名北労働基準協会 石田和彦理事・事務局長（RSTトレーナー・元労働保険事務組合課長）

『労働者の心の健康を守るための法的規定と有効な対策』

もちろみ労働安全衛生コンサルタント事務所 加藤善士所長（医学博士・労働安全衛生コンサルタント・社会保険労務士）

『メンタルヘルスとパワーハラスメント等防止対策』

まつした社労士事務所 松下操所長（特定社会保険労務士・産業カウンセラー・ハラスメント防止コンサルタント）



石田理事・事務局長



加藤所長



松下所長

特別講演『精神障害に関する裁判事例』

宮澤俊夫法律事務所所長

宮澤俊夫弁護士（愛知労働局労災法務専門員・元名古屋法務局訟務部付検事）



宮澤弁護士

さいごに、住友理工(株)人事総務本部事業人事部ヘルスケア室 白木太一郎氏、敷島製パン(株)総務部総務グループ 加藤祐子チーフが『大会宣言』を読み上げ、満場の拍手をもって採択され、大会は盛況のうちに終了しました。

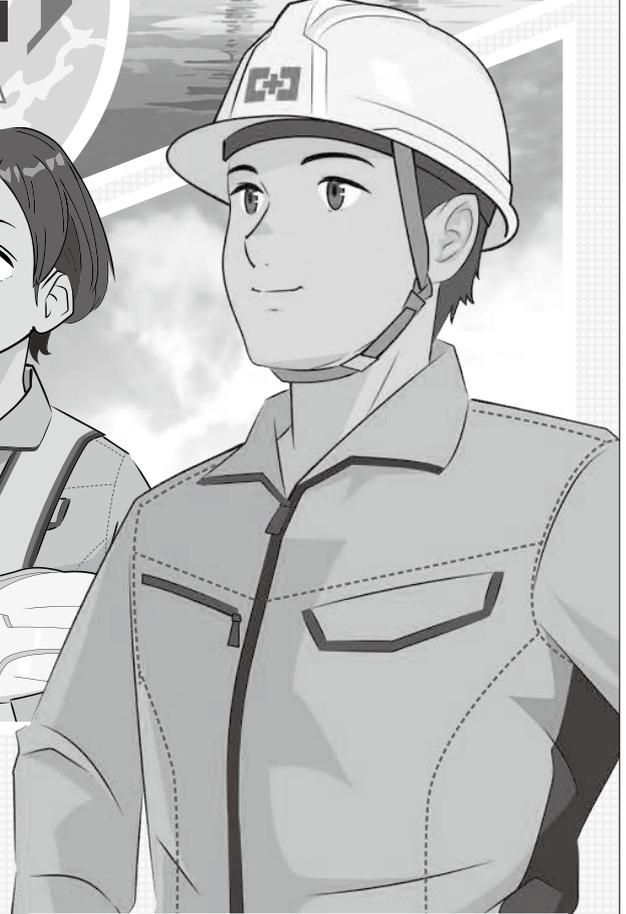
このほか会場ロビーでは、愛知県下各労働基準協会が設置している企業の労働110番「無料労働相談会」やパワーハラスメント等相談の外部相談機関やセカンドオピニオンに活用できる「勤労者労働総合相談センター」（実施機関＝愛知労務管理コンサルティング）に企業の担当者から多くの相談が寄せられ、また企業出張研修、社内の労務管理のエキスパートである社会保険労務士資格取得講座の紹介が行われました。



大会宣言
加藤チーフ（左）、白木氏

第83回

全国産業安全衛生大会



令和6年

11月13日水 15日金

開催期間

オンライン限定プログラム視聴期間：令和6年11月13日(水)～29日(金)
(※現地開催プログラムとは異なる内容です。現地開催プログラムの配信は行いません)

会場

総合集会：広島県立総合体育館
(広島グリーンアリーナ)
分科会：広島国際会議場
広島市文化交流会館・JMSアステールプラザ

参加費

一般 1名 16,500円 (税込)
中災防賛助会員 1名 8,250円 (税込)

同時開催

緑十字展2024 広島県立広島産業会館

総合集会 特別講演



『熟達しつづけるために』

Deportare Partners 代表
元陸上選手

為末 大氏

インターネットでのお申込みは特設ウェブサイトから。

詳しくは中災防ホームページ (<https://www.jisha.or.jp/taikai/>) をご覧ください。

- 【主催】中央労働災害防止協会
- 【協力】公益社団法人 広島県労働基準協会・中国ブロック各労働基準協会
- 【協賛】各都道府県労働基準協会(連合会)、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会
- 【後援】厚生労働省、国土交通省、環境省、スポーツ庁、警察庁、ILO駐日事務所、広島県、広島市、一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会、一般社団法人中国経済連合会、広島県経営者協会、広島県商工会議所連合会、広島商工会議所、広島県商工会連合会、広島県中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会広島県連合会、一般社団法人広島県医師会、広島県社会保険労務士会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、公益社団法人日本保安用品協会(順不同/予定、申請中含む)

全ての働く人々に安全・健康を～ Safe Work, Safe Life～

JISHA 中災防
Japan Industrial Safety & Health Association



中央労働災害防止協会 教育ゼロ災推進部 イベント事業課
TEL : 03-3452-6402 <https://www.jisha.or.jp/>

大会テーマ 変わる時代に 変わらぬ誓い 安全・健康・平和な未来

全国産業安全衛生大会は、全国から産業安全・労働衛生の関係者が一堂に集い、企業の研究発表や、専門家による講演などを行う、国内最大の安全衛生イベントです。産業現場での安全と健康の確保を誓う安全文化の祭典に、ぜひご参加ください。

総合集会

開会式のほか、安全衛生に功績のあった方々の表彰、厚生労働省の講演、特別講演などを行います。

11月13日(水)

会場 広島県立総合体育館 (広島グリーンアリーナ)

13:15～17:00 (開場11:30予定) [アクセス] 路面電車「紙屋町西駅」「原爆ドーム前」等より徒歩5分 [所在地] 広島県広島市中区基町4-1

特別講演

『熟達しつづけるために』



組織も人も熟達をすることで、より良い成果をあげることができ、また、熟達を通してより良い人生を歩むことができると考えています。熟達を助けるコミュニケーションのほか、個人の熟達・組織の熟達を5段階のプロセスに分けてお話しします。

Deportare Partners 代表/元陸上選手 **為末 大氏**

【プロフィール】 1978年広島県生まれ。スプリント種目の世界大会で日本人として初のメダル獲得者。男子400メートルハードルの日本記録保持者(2024年3月現在)。現在はスポーツ事業などに取り組む。

分科会

全国の事業場からの研究発表をはじめ、最新の安全衛生の課題に対応した講演、パネルディスカッション等、多彩なプログラムを予定しています。

11月14日(木)、15日(金)

会場 広島国際会議場・広島市文化交流会館・JMSアステールプラザ (広島県広島市中区)

講演 ダイバーシティ等分科会



11月15日(金)
13:40～14:40

オタフクソース(株)
代表取締役社長

佐々木 孝富氏

『社員が活躍できる環境整備の重要性 ～オタフクソースの理念と様々な取り組みについて～』

講演 安全衛生教育分科会



11月14日(木)
14:30～15:30

神奈川大学 客員教授

松本 桂樹氏

『上司・先輩が知っておきたい「イマドキの若者」の価値観・仕事観とは?』

講演 ゼロ災運動分科会



11月14日(木)
15:40～16:40

筑波大学
人間系心理学域 准教授

藤 桂氏

『“孤”をつなぎ、“個”を活かす職場へ～職場でのユーモアと心理的安全性の観点から～』

分科会名	日程	分科会名	日程
マネジメントシステム・リスクアセスメント分科会	11/14、15	機械・設備等の安全分科会	11/15
ダイバーシティ等分科会	11/15	安全衛生教育分科会	11/14、15
安全管理活動分科会①	11/14、15	ゼロ災運動分科会	11/14
安全管理活動分科会②	11/14、15	労働衛生管理活動分科会	11/14
安全管理活動分科会③	11/15	化学物質管理活動分科会	11/15
DX等分科会	11/14	メンタルヘルス・健康づくり・健康経営分科会	11/14、15



本大会の参加者の方は、大会期間中、参加章の提示によって、「広島平和記念資料館」の観覧料が免除となる予定です(現在申請中)。詳細が決まり次第、特設ウェブサイトにてご案内します。

参加費 一般 1名 16,500円(税込)

中災防賛助会員 1名 8,250円(税込)

※上記参加費にて3日間の現地会場へのご入場に加えて、オンライン限定プログラム(現地開催プログラムとは異なる内容)をご視聴いただけます。

お問合せ先 中央労働災害防止協会 教育ゼロ災推進部
イベント事業課 TEL: 03-3452-6402

技能講習等講習会予定表

	学科	実技							
		日	会場						
		日	会場						
フォークリフト運転 (31Hコース)	10月	7	ポーラ名古屋ビル	8.9.10	トヨタL&F白金	10.11.15	NSB東海	16.17.18	NSB東海
		16	ポーラ名古屋ビル	21.22.23	トヨタL&F白金	21.22.23	NSB東海		
		18	豊川市文化会館	20.26.27	トピー工業(株)				
		28	江南市民文化会館	11/3.10.17	㈱稲葉製作所				
	11月	1	ポーラ名古屋ビル	3.10.17	トヨタL&F北名古屋	5.6.7	NSB東海	6.7.8	トヨタL&F白金
		8	ポーラ名古屋ビル	8.11.12	NSB東海				
		8	トヨタ教育センター	13.14.15	NSB東海	18.19.20	トヨタL&F白金		
		18	トヨタ教育センター	9.10.11	トヨタ教育センター	16.17.18	トヨタ教育センター		
	12月	18	ポーラ名古屋ビル	19.20.21	NSB東海	21.22.25	トヨタL&F白金	26.27.28	トヨタL&F白金
		19	とよはし産業人材センター	20.21.22	とよはし産業人材センター				
	2	ポーラ名古屋ビル	3.4.5	NSB東海	6.9.10	NSB東海	8.15.22	トヨタL&F北名古屋	
	10	NSB東海	11.12.13	NSB東海	16.17.18	NSB東海			

講習会	会場	10月	11月	12月
ガス溶接 【学科1日 実技1日】	(学) ポーラ名古屋ビル	12	20	11
	(実) トヨタ教育センター	14	23	14
	(学) ポーラ名古屋ビル		5	
	(実) 愛知製鋼(株)		8	
	(学) とよはし産業人材センター		6	
	(実) 日本車輛製造(株)		10	
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者 【学科2日 実技1日】	(学) 豊和工業(株)	24		
	(実) 大同特殊鋼(株)	26		
	ポーラ名古屋ビル	(学) 7.8	(学) 12.13	(学) 17.18
		(実) 9or10	(実) 14or15	(実) 19or20
		(学) 22.23	(学) 19.20	(学) 23.24
		(実) 24or25	(実) 21or22	(実) 25or26
	とよはし産業人材教育センター	(学) 28.29	(学) 26.27	
		(実) 30or31	(実) 28or29	
	アイブラザ半田		(学) 10.11	
			(実) 12or13	
		(学) 14.15		
		(実) 18or19		
江南市民文化会館		(学) 4.5		
		(実) 12or13		
トヨタ教育センター	(学) 15.16			
	(実) 17or18			
有機溶剤 作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	7.8	5.6	5.6
		19.20	14.15	11.12
	25.26	25.26	23.24	
	28.29			
	豊川市文化会館		27.28	
	江南市民文化会館	3.4		
特定化学物質 及び 四アルキル鉛等 作業主任者 【学科2日】	アイブラザ半田		28.29	
			5.6	
			7.8	7.8
	ポーラ名古屋ビル	9.10	11.12	17.18
		23.24	18.19	
			21.22	
		28.29		
	小牧勤労センター	15.16		
	アイブラザ豊橋			
	トヨタ教育センター		25.26	
とよはし産業人材教育センター			3.4	
アイブラザ半田			12.13	
プレス機械作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	17.18	27.28	9.10
アイブラザ豊橋		11.12		
乾燥設備作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	5.6	5.6	3.4
		30.31		
はい作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	21.22		3.4
岡崎勤労支援センター		8.9		
石綿作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	3.4	12.13	2.3
		15.16		5.6
鉛作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル		6.7	

講習会	会場	10月	11月	12月	
技能講習 ショベルローダー等運転 【学科1日実技3.5日】	(学) 豊和工業(株)		18		
	(実) ポリテクセンター		19.20.21.22		
特別教育 アーク溶接 【学科1.5日実技1.5日】	(学) SDG		11.12	16.17	
	(実) SDG		13or14	18or19	
	(学) ポーラ名古屋ビル	17.18			
	(実) 愛知製鋼	22			
	(学) ポーラ名古屋ビル	5.6			
	(実) 大同特殊鋼	12			
	テールゲートリフター 特別教育【学科・実技1日】	アイシン教育センター	15	6	9
			25	25	
	自動車修理検定(科・実技1日)	ポーラ名古屋ビル	11	11	16
	機械研削といし取り 取扱 試運転 【学科1日実技0.5日】	トヨタ教育センター	(学) 23	(学) 12	
		(実) 24or25	(実) 13or14		
能力向上等 粉じん【学科1日】	(学) ポーラ名古屋ビル	21.22		9.10	
	(実) 三菱電機	23or24or25		11or12or13	
	産業用ロボット(検査・教示) 【学科2日実技1日】	(学) エイジェック	21.22	11.12	
	(実) エイジェック	23or24or25	13or14or15		
	(学) トヨタ教育センター			12.13	
	(実) トヨタ教育センター			17or18or19	
	ダイオキシシン【学科1日】	ポーラ名古屋ビル	21		2
	低圧電気 【学科1日実技1日】	ポーラ名古屋ビル	(学) 1	(学) 28	(学) 12
			(実) 2	(実) 29	(実) 13
	フルハーネス(6H) 【学科・実技1日】	ポーラ名古屋ビル	3	1	4
		4	13		
勉強会 安全衛生推進者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル			5.6	
	とよはし産業人材開発センター	21.22			
	安全管理者選任時【学科2日】	市民会館		3.4	
	局所排気装置等自主検査者 【学科2日実技1日】	ポーラ名古屋ビル		16.17	
				18or19or20	
	SDG(株)	28.29.30			
	マスクフィットテスト【学科1日】	名古屋市公会堂	1		10
	石綿調査者【学科2日】	国際会議場	30.31		
	化学物質管理者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル		25.26	23.24
	化学物質管理者【学科1日】	ポーラ名古屋ビル		18.19	
衛生管理者(一種)【学科4日】	ポーラ名古屋ビル	15.16.17.18		10.11.12.13	
エックス線作業主任者【学科4日】	ポーラ名古屋ビル	1.2.3.4			
潜水士【学科2日】	市民会館	28.29			

日付の黄色の表示は、土・日・祝日です。

研修などの名称	10月	11月	12月
労働法の基礎を分かりやすく学ぶ無料セミナー	18 アイブラザ半田	6 岡崎市ピックセンター 25 豊川市文化会館	3 西尾コンベンション ホール
化学物質セミナー(基礎・応用)		6 名古屋国際会議場 (基礎編)	20 名古屋国際会議場 (応用編)
治療と仕事の両立支援シンポジウムあいち	30 名古屋国際会議場 シセプションホール		
労災保険実務講座		27	
技能実習制度に替わる新たな育成就労制度を学ぶ セミナー			12 名古屋国際会議場

上記で会場の記載のないものはポーラ名古屋ビルで実施します。

フォークリフト外国語コース 中国語講座 ポルトガル語講座 ベトナム語講座	学科【2日】	12/7. 8
	実技【3日】	12/9. 10. 11
ガス溶接外国語コース 中国語講座 ベトナム語講座	学科【2日】	10/12. 13
	実技【1日】	10/14